

令和2年度 都竹市長の市政定期便「ほっとライブひだ」

飛騨市の障がい児者支援



HIDA CITY

飛騨市

令和3年3月2日

飛騨市長 都竹 淳也

「障がい」、そして「障がい者」とは

○「障がい」とは

精神や身体の器官が、何らかの原因（先天的、あるいは病気や怪我等）で、その機能を果たさないこと。また、その状態を呼ぶ。

○「障がい者」とは

障がいにより、長期にわたり、日常生活や社会生活に相当な制限を受ける者を障がい者と呼ぶ。



障がいにはどんな種類があるの？



- ① **身体障がい**・・・身体機能の一部に不自由があり、日常生活に制約がある状態
- ② **知的障がい**・・・日常生活で読み書き計算などを行う際の知的行動に支障がある状態
- ③ **精神障がい**・・・脳及び心の機能や器質の障がいによって起きる精神疾患により、日常生活に制約がある状態
- ④ **発達障がい**・・・脳機能の発達のかたよりによる障がい。「自閉症スペクトラム」など
- ⑤ **難病**・・・治療方法が未確立で、後遺症を残す可能性が少なくない疾病「パーキンソン病」など

「内部障がい」って？

身体障がいの中には、外見からは分らない「内部障がい」も含まれます。

例えば、心臓にペースメーカーを埋め込んでいる方や、人工透析をしている方などです。

「心臓の障がい」「じん臓の障がい」「呼吸器の障がい」

「ぼうこうや直腸の障がい」「小腸の障がい」

「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい」

が内部障がいに含まれます。

「障害者手帳」とは

- 身体障がい児者の方が支援に関する相談や支援を受けやすくするために交付しています。

「障害者手帳」は3種類。障がいの程度を「等級」で表します。

- ① 身体障がいー「**身体障害者手帳**」
- ② 知的障がいー「**療育手帳**（自治体により「愛の手帳」「みどりの手帳」等の名称あり）」
- ③ 精神障がいー「**精神障害者保健福祉手帳**」



全国、飛騨市の障がい者は何人？

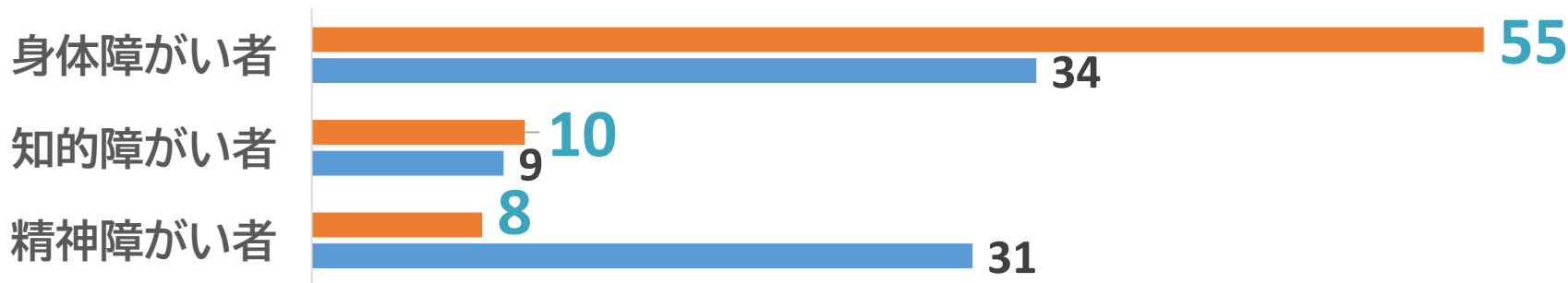


飛騨市の障がい者手帳所持者数（令和元年度末）

- ・身体障がい者手帳 1,303人 ・療育手帳(知的) 239人
- ・精神障がい者保健福祉手帳（精神）184人 合計 1,726人

人口千人当たりの障がい者の人数

■ 飛騨市 ■ 全国



単位：人

市民(国民)のおよそ**7**%、
つまり、**100**人に**7**人が何らかの障がいがある。

飛騨市の「障がい」児者福祉の視点

「障がい」とは、できないことがあって、
それを理解してくれる人が周りにいない状態

本人も含め、家族、友達、周囲の人たちの
関わりが障がいとなる。

なので、**周りが変わる仕組み**をつくる。

障がい福祉サービスのしくみ

障がい児者の福祉サービス

《主なサービス》

- ・ 居宅介護 ……自宅での入浴、食事、排せつなどの支援
- ・ 短期入所 ……施設での入浴、食事、排せつなどの支援
- ・ 施設入所支援…施設入所者に入浴・排せつ等の介護を提供
- ・ 生活介護 ……介護が必要な方へ、日中の生活支援や活動の機会の提供
- ・ 就労移行支援…一般就労を目指し、一定期間、就労訓練を実施
- ・ 就労継続支援…働く場と交流の機会を提供
- ・ 児童発達支援
 - ……未就学の児童への、日常生活における基本的な動作の指導など
- ・ 放課後等デイサービス
 - ……就学児童への放課後や休日を利用した生活能力向上のための訓練指導など
- ・ 保育所等訪問支援
 - ……保育所や学校を訪問し、集団生活への適応のための支援を実施

障がい者総合支援法のサービス

自立支援給付（サービス利用料）

- サービス単価は国で定められています。
- **利用者負担は、原則 1 割負担**ですが、市民税非課税者は負担がありません。
利用者負担額を除いた額を国、県、市で負担します。
国 1 / 2、県 1 / 4、市 1 / 4 （負担金 = ルールどおりの負担）
- ※ さらに飛騨市ではサービスの種類に応じて、全部もしくは一部を負担しています。
- ※ 令和元年度実績で公費負担分は525,606千円。利用者負担は1,209千円。
- ※ **サービス利用料の実に99.97%が公費負担**となっています。

利用者負担上限額

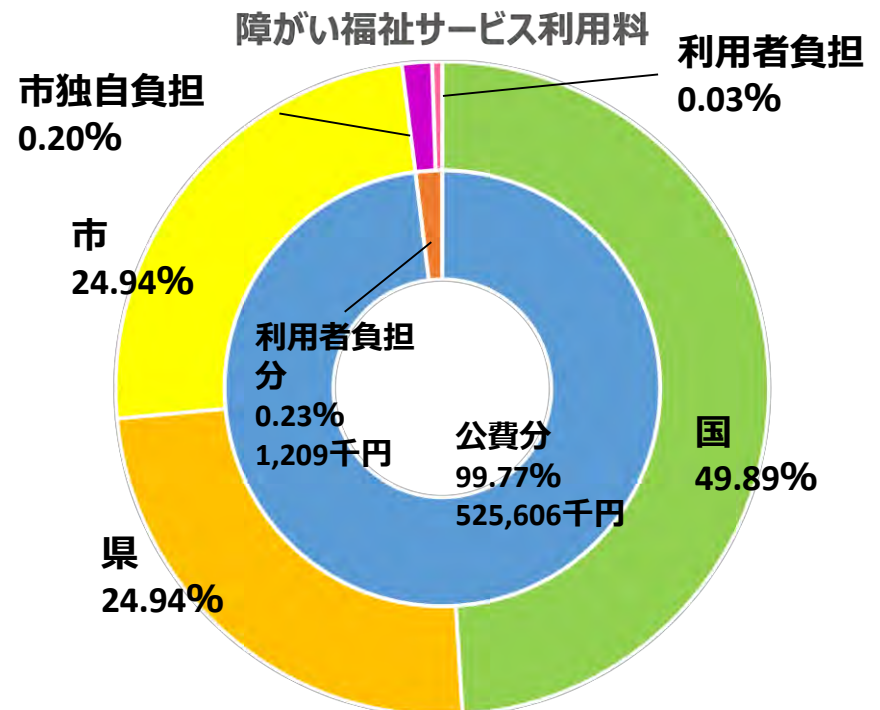
- 居宅通所サービス
市民税非課税世帯 0円
市民税所得割 16万円未満 9,300円
市民税所得割 16万円以上 37,200円
- 施設サービス
市民税非課税世帯 0円
市民税課税世帯 37,200円

市独自の負担助成

利用者額に対し、市が助成

《助成後の利用者負担率》

- ・ 訓練等給付と生活介護 0 %
- ・ その他 5 %



障がい児者の福祉サービス

《サービスを受けるには・・・》

障がい者又は障がい児の保護者

(相談)



指定特定相談支援事業者

(利用申請)



↑ (障がい支援区分認定・支給決定)

飛騨市役所

障がい福祉課

(意見聴取)



↑ (障がい支援区分の判定・サービス支給決定)

飛騨市障がい区分認定審査会

(支給決定)

障がい者をサポートする国や自治体の施策

① 所得保障

「障害基礎年金」、「障害厚生年金」

② 手 当

「特別障害者手当」、「障害児福祉手当」、「特別児童扶養手当」

③ 主な税控除など

医療費負担額の軽減、所得税、住民税、自動車税、相続税、贈与税、事業税の一部控除。

④ 資金援助

福祉機器や自動車購入費などの経費を貸し付ける福祉資金
公営住宅の優先入居、住宅改造費の助成

⑤ その他、民間のサービス

N H K 受信料の減免、郵便料金の軽減、携帯電話料金の割引、電車やバス、飛行機、船、タクシーなどの運賃割引がある。

ライフステージごとの障がい児者支援

ライフステージごとの障がい児者支援 直営・委託事業



幼少期

総合保育
児童発達支援
フレンドリー広場
相談 三月・七月・十二月・二歳
健診 乳児・一歳六月・三歳



学齢期

○発達支援センター機能強化
日中一時支援
○放課後等デイサービス
○複合型児童施設
放課後等デイ・児童発達支援

○保育所等訪問支援

○こどものこころクリニック



成人期

○グループホーム

○多機能型障がい者支援センター

生活介護・就労継続支援

日中一次支援・短期入所

地域活動支援センター

○重度障がい者雇用

○ふりーすぺーす

日中一時支援

就労継続支援

○民間事業所参入支援

飛騨市発達支援センターの役割

《発達とは》

自分の可能性を少しずつ可能にしていく過程

《発達支援とは》

- ①発達を少しでも早く促したり、手助けすること
- ②自分の「できない」を自覚できるように手助けすること
- ③できない自分でも、生き続け、生活し続ける手助けをすること

《発達支援センターの役割》

生活障がい（生きにくさ、生活のしにくさ）のある児者を、早期に発見し、継続的に支援をすること

発達支援センターにおけるサービス

R2年度

	0～18歳		18歳～
	法定サービス	法定外サービス	法定外サービス
相談	指定特定相談支援	保育園訪問相談 専門療育相談 作業療法士・理学療法士・ 言語聴覚療法士 年中相談 学校対象 理学療法士相談 心理検査相談（公認心理師） 総合相談対応窓口 （生活への適応性をよくする） 重症心身障がい・ 医療的ケア児相談	本人相談 家族相談 巡回相談 心理相談 総合相談対応窓口 （生活への適応性をよくする） 重症心身障がい・ 医療的ケア者相談
通所	児童発達支援		ふりーすぺーす（学びの場）
訪問	保育所等訪問支援	保育園（巡回支援専門員等派遣） 学校（地域連携支援員等派遣）	サービス事業所 （地域連携支援員派遣） 専門相談
通所	放課後等デイサービス		ふりーすぺーす（居場所）
訪問	（在宅訪問型児童発達支援） 対象児がいれば実施	重心コーディネーター訪問（重症心身障害・医療的ケア児者相談）	

飛騨市発達支援センターのスタッフ

H29.4 専任の発達支援センター長と 地域連携支援員（退職校長・教員）を配置

R元年度12月職員体制

職種	常勤	非常勤	
管理者（センター長） 専任	1名		精神保健福祉士・社会福祉士
児童発達支援管理責任者 (管理者兼児発管を含む)	2名		(資格取得者 5名)
保育士	5名		(資格取得者 8名)
公認心理師	1名		
作業療法士		1名	必要に応じST、PTにも依頼
看護師		2名	
地域連携支援員		5名	教諭、特支教諭、社会福祉士等
巡回支援専門員	2名		
医療的ケア等コーディネーター		1名	医療的ケアが必要な重度障がい者 (資格取得者 2名)
「ふりーすぺーす」サポーター		2名	精神保健福祉士・社会福祉士等
「ふりーすぺーす」ボランティア		1名	児童指導員 教諭 (学習支援)

ライフステージごとの障がい児者支援

幼少期の支援

乳幼児期の支援 ①

お子さんが誕生し、赤ちゃんの健康診断やこども相談などから支援が始まります。子ども支援のみならず、保護者の安心、子育て支援に繋がります。

乳幼児期の健診や 相談に参加

母子保健法に義務づけられている健診やこども相談に、発達支援センターの職員が参加し、お子さんの発達や行動などで心配や疑問のある保護者さんの相談にのり、お子さんの行動観察をしたり、必要な支援に繋がったりしています。

フレンドリー広場で遊びを提供 (フォローアップ教室)

健診後のフォローアップ教室として、療育保育士が、親子遊びの紹介や、体を使った遊びの提供をしています。遊びの経験を通して親子で小さな自信を積み重ねるための教室です。

保護者の安心、子育て支援に繋ぐ

子育て連絡会

(関係機関による支援の検討)

乳幼児の子どもに関わる機関（発達支援センター、保健センター、保育園、児童発達支援事業所、子育て支援センター）を利用されているお子さんが、どの場所でもあたたかく受け入れられるように、関係者で支援の相談等をしています。

保育園巡回訪問

保育園からの要請に応じて、発達支援センターの巡回支援員が保育園を訪問し、保育士の相談にのったり子どもの発達段階のアドバイス等しています。また必要に応じて個別支援に繋がったり等、適切なタイミングで支援がされるよう訪問支援をしています。



乳幼児期の支援 ②

早期発見により、個別に支援が必要と思われるお子さんは、それぞれの発達や特性と安心して向き合えるよう、以下のサービスが利用できるように繋いでいます。

通所

児童発達支援



古川やまびこ教室

神岡ことばの教室

HABILIS-
HIDA

保育士がこどもの気持ちに寄り添いながら
「楽しい！ やってみたい！」を引き出します。
(月曜日～金曜日)

作業療法士が中心となり
「なりたい自分」を目指します。
(土日、祝日も運営)(古川)

児童発達支援事業所・・・0歳～就学前で発達支援の必要な子どもさんに対して日常生活における基本的な動作や知識技能（読み書き）や集団生活への適応訓練を行います。

訪問

保育所等訪問支援

たち
(古川やまびこ教室)

専門スタッフ：保育士



主に保育園等での集団生活に適応するため、保護者の願いに沿って個別支援計画を立て、専門スタッフが保育園等と協力して支援していきます。

複合児童福祉施設の運営（令和2年4月～）

放課後等デイサービス

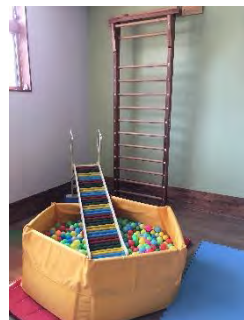
なかよしキッズ（飛騨市社会福祉協議会）

日常生活や社会生活能力のスキル獲得、向上
就学している児童に、基本的な生活習慣（清潔、衣服の着脱等）や社会生活（挨拶、言葉遣い等）に必要なルールとスキルの獲得を支援します。



児童発達支援

神岡ことばの教室（市営）



就学前の乳幼児に、いろいろな遊び（運動・感覚・やりとり遊びなど）を通して、「たのしかった」「もつとしたい」と、その子らしくのびのび活動できる場を提供し、集団生活の場でもいきいきと心地よく過ごせるお手伝いをします。

ライフステージごとの障がい児者支援

学齢期の支援

飛騨市小中学校の「特別支援教育」

児童生徒一人一人の教育的ニーズを明確にとらえ、全校体制による組織的で切れ目のない支援に取り組みます。

(飛騨市教育委員会 学校教育の方針と重点)

①「特別支援学級」(学級担任制)

児童生徒一人一人の障がいの状態(知的障がい、自閉情緒障がい、肢体不自由など)や特性に応じた教育(授業・行事・諸活動)を行います。



②「通級指導教室」(専門教諭配置。該当者が複数校にいる場合は巡回指導)

通常学級に在籍している障がいのある児童生徒(言語、自閉症、LD・ADHD)に対して、必要に応じて一部を個別支援します。この教室で身に付けたことを、通常学級や家庭での学習・生活に生かすことができるように指導にあたっています。

③「特別支援教育コーディネーター」配置(各小中学校に配置)

校内委員会の運営や保護者との連絡、関係諸機関との連携など、特別支援教育を組織的に進めたり、保育園～小中学校～特別支援学校との連携強化を進めたりするキーパーソンです。特別支援学校の児童生徒が、居住地の小中学校で交流することによりつながりを深めています。

④「児童生徒支援員」配置(飛騨市独自事業。対象校へ配置)

通常学級、特別支援学級における、児童生徒の「生活支援」や「授業支援」を学級担任と協力して行っています。

※その他、市では「特別支援教育就学奨励費補助金制度」により就学の必要経費の一部援助等行っています。

飛騨吉城特別支援学校

平成25年4月開校

児童生徒数 小学部10名、中学部7名、高等部12名

- 古川小学校と隣接し、グラウンドを共用。
- 地域との密着度が高く、運動会や夏祭りなどは地元青龍会を中心に、地域の方々が積極的に参加。
- 児童生徒の学校での姿を紹介する写真展を市役所や図書館、地元ショッピングセンターなどで開催。
- 通学バスの要望などに市長も同行。



学齡期の支援 ①

18歳までの就学児が受けられる「放課後等デイサービス」は市内に4か所あり、官民が協働した支援体制をとることによって、どの曜日でも何らかの支援サービスを提供できるようにしています。

通所

放課後等デイサービス



月曜日～金曜日
(古川)

みらくる

月曜日～金曜日
読み書きなど学習支援
に特化（親子支援）

きやつち
(古川やまびこ教室)

月曜日～金曜日
(神岡)

なかよしキッズ

土日、祝日も運営
目標に沿ってリハビリ等行っ
ています。(古川)
(重度障がい可能・親子支
援型)

HABILIS-HIDA

放課後等デイサービス・・・小学生が授業終了後や休校日に児童発達支援センターへ通い、生活能力向上に向けた訓練や社会との交流促進などの支援を行います。



学齡期～社会期の支援

通所

日中一時支援

月曜日～金曜日
(古川)

ぽかぽかはうす

月曜日～土曜日
(神岡)

ピース

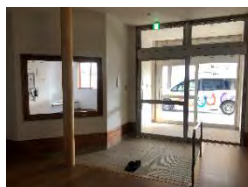
余暇活動などを提供することにより、利用者の精神的安定をサポートする。また、子どもを預かることにより、本人や保護者のリフレッシュを図ります。

放課後等デイサービス事業

なかよしキッズ（飛騨市社会福祉協議会）

日常生活や社会生活能力のスキル獲得、向上

就学している児童に、基本的な生活習慣（清潔、衣服の着脱等）や社会生活（挨拶、言葉遣い等）に必要なルールとスキルの獲得を支援します。



- ☆学習の見守り
- ☆クッキング（調理）
- ☆集団活動

- 出会いの場
- 交流の場
- 相談の場

市内その他の放課後等デイサービス事業所

○きゃっち ○みらくる ○HABILS-HIDA

市直営の放課後等デイサービス「きゃっち」

近年、発達障がいの診断がなくても学校生活の中で集団生活で力を発揮できないお子さんが増えています。

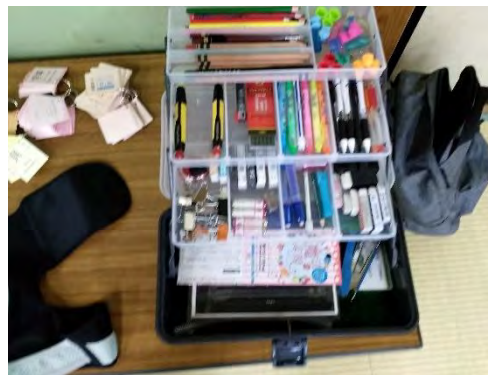
その中でも、**学業の『読み書きに支援』**が必要なお子さんに着目しました。

- ・ 体幹等が弱く着席が苦手
- ・ 文字を読む目の動きがスムーズでない
- ・ 文字の覚え方にコツが必要
- ・ 感覚過敏で集中し辛い
- ・ ぼーっとしやすく集中が続かない
- ・ 一度にたくさんのことができない
(書いたり見たり計算したり・・・)
- ・ 自信がなくてもフリをしてしまう
- ・ 理解するまでにちょっと間が必要

など、**お子さんの特性に合わせた読み書きの仕方を見立て、『なりたい自分』に向かって一緒に練習していきます。**



原因を知る



道具を使ってクリア



体の使い方を覚えよう

専門家集団との連携による支援の充実

発達支援センターと、**作業療法士、理学療法士**などによる**専門家支援**を行う「NPO法人はびりす」が連携し、専門性の高い支援の充実を図っています

- ✓ OT（作業療法士）による支援 毎週3日間（市へ派遣 H31年度～）
- ✓ OT・PT（理学療法士）による支援 毎週5日間（市へ派遣 R2年度～）
- 生活への適応性をよくするOT相談会（R元）から「総合相談窓口」（R2）に拡充した専門的相談支援対応
医療的セラピストの見地で相談者、相談支援事業所等**対象を拡充**
- 市が運営する事業にOT等が参画
放課後等デイサービス（身体機能の向上と自己肯定感の向上）
保育所等訪問支援（学校・保育園スタッフに対する支援）
児童発達支援（基本動作の習得）
- 訪問・巡回相談 保育所、学校、支援事業所からの依頼に応じて**実践を通した支援**
- 読み書きを苦手とする子どもへの支援プログラム
R2年度より、年々増加している**通級児等を対象**とした、放課後等デイサービスで支援プログラムを実施
- 日々の作業遂行のための認知オリエーション理論の講座・ワークショップ
講師：中部大学 塩津裕康助教授 対象：市内の小中学校教諭

余暇支援の充実（日中一時支援）

ぽかぽかはうす（岐阜県立飛騨寿楽園）

障がい者（児）の余暇活動の充実

- ・ 本人の状態希望に応じ、安全安心に余暇を過ごせるようサポートします。
- ・ 家族の就労支援、介護負担の軽減



広～いプレイルーム

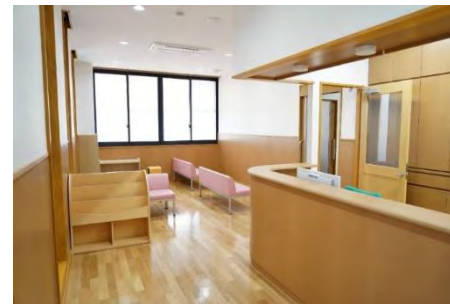


談話室

児童精神科診療所の開設（H29/11/6～）

「飛騨市こどものこころクリニック」

市町村単独で児童精神科単科の診療所を設置するのは**全国初**



◆ 診療対象者

15歳以下の中学生までが対象

◆ 具体的な診療内容

発達障がい等による学校・社会生活等の困難、不登校、引きこもり等の支援、対人コミュニケーション等での困難、ご家族の子育てでの疲弊など、子どもの得意・不得意を評価し、具体的な助言を行い、臨床心理士とともにカウンセリング、認知行動療法、療育支援、薬物療法等さまざまな療法による治療を実施

こどものこころクリニック受診状況

R2年度（R2.4.1～R3.1.31時点）

在住地区	受診総数		未満児 未就園児	保育園児 幼稚園児	小学生	中学生	その他
飛騨市	102名	31.0%	2	7	51	27	15
高山市	172名	52.3%	3	13	89	44	23
下呂市	30名	9.1%	1		13	9	7
郡上市	18名	5.5%			6	8	4
白川村	4名	1.2%			1	3	
県内他市	2名	0.6%			1		1
県外	1名	0.3%		1			
合計	329名		6	21	161	91	50
					252		
			2%	6%	77%		15%

◆児童精神科は、行政が取り組むべき医療

→ ソーシャルワーク 教育への側面的支援

単に症状を抑え、扱いやすい子どもにすることではありません。

周囲の人の理解や環境の工夫によって、子どもが自ら行動をコントロールし、これまでうまくいかなかった学習に取り組みやすくしたり、友達や家族との関係を良好にしたりすることで、充実した生活へと改善していく。

成功体験や充実した日々を送ることで症状の改善を図っていくことが治療目的

様々な生きにくさを感じていた子どもたちが、症状がよくなること以上に「自分はこれからどのようにして幸せに生きていくのか」という、多分子どもの数だけある独自の方向性を見つけることが、治療のなかで大切な視点

いろいろな幸福のかたちを理解し、その子なりの幸福のあり方を、本人や家族らとともに考え、手助けしていくことが児童精神科医の仕事

子どもと家族、学校、地域等の関係性に踏み込み、子どもを取り巻く周りの関係性をよい方向へ持っていくために、診断、治療、環境づくりを行い、様々な特性があっても、子どもたちが皆すこやかに成長できる地域づくりを目指します。

ライフステージごとの障がい児者支援

成人期の支援

成人期の障がい者支援サービス

○就労継続支援

通常の事業所での雇用が困難な方に、就労に関する知識・能力の向上のための必要な訓練を行います。

雇用契約ありのA型と、なしのB型があります。

○就労移行支援

就労に向けたトレーニングを行い、働くために必要な知識やスキルを習得し、就職後も職場に定着できるようサポートを行います。

○日中一時支援

日中における活動の場を確保し、家族の一時的な休息にもつなげます。

○生活介護

入浴・排せつ・食事介護など日常生活上の支援を行います。

○短期入所

介護者が介護出来ない場合に、入浴・食事のほか必要な介護を行います。

成人期の支援

飛騨市内の事業所

障がい者就労支援事業所

サン・ドリーム	A型	(古川)
すまいる	B型	(古川)
憩いの家	B型	(古川)
飛騨流葉牧場	B型	(神岡)

A型：雇用契約 有
B型：雇用契約 無

多機能型支援事業所

ピース（神岡）生活介護・就労支援 B型・日中一時支援

通所支援事業所

旭ヶ丘デイサービスセンターたんぽぽ苑（神岡）
古川デイサービスセンター（古川）

在宅支援事業所

吉城ホームヘルプサービス《吉城福祉会》（古川）
ホームヘルプサービスたんぽぽ苑《神東会》ほか（神岡）

日中一時支援事業所 ぽかぽかはうす（古川）

就労支援事業

サン・ドリーム

事業所概要

就労継続支援A型事業所（定員 20名）

開所日時

月曜日～金曜日 午前9：45～午後3：15

休日

土・日（月8日）土曜日出勤の月も有



主な作業

- ・ 再生原料区分作業・水栓金具・止水栓バルブ製造等・不燃物回収
- ・ ハウスクリーニング・その他企業への施設外就労

就労支援事業

飛騨市障がい者就労支援事業所

すまいる



事業所概要

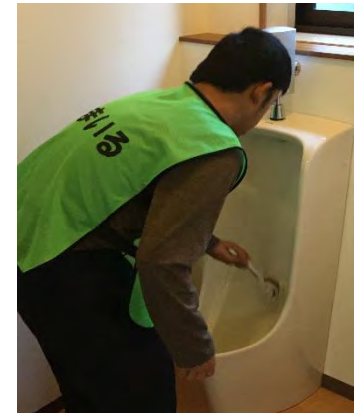
就労継続支援B型 (定員20名)

開所日時

月曜日～金曜日 午前9時～午後3時30分

休日

土・日(月8日) 土曜日、祝日作業日の月もあります。
※ゴールデンウィーク・シルバーウィーク・お盆・年末年始



主な作業

受託作業/シール貼り、ゴム・紐通し
授産作業/えごま選別、電池、スピンドル
清掃作業/マンション清掃、トイレ清掃

就労支援事業

多機能型事業所（就労継続支援B型・就労移行支援）

飛騨市障がい者自立支援施設 憩いの家

事業所概要

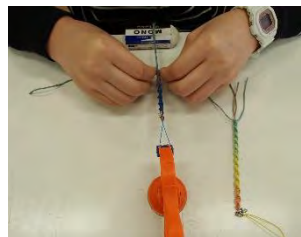
- ① 就労継続支援B型事業 憩いの家（定員20名）
- ② 就労移行支援事業 喫茶いこいの家（定員6名）

開所日時

月曜日～金曜日 午前9時30分～午後3時30分

休日

土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始（12月31日～1月3日）



主な作業

リサイクル封筒、ヘンプアクセサリー、粃殻くん炭、農業、工業用資材選別、タオル封入、清掃、喫茶事業、パソコン訓練、座学

就労支援事業

多機能型事業所

飛騨流葉牧場

事業所概要

就労継続支援 B 型 定員 20 名
就労移行支援 定員 6 名

開所日時

月曜日～土曜日 9:00～15:30

休日

土曜日・日曜日・祝祭日・お盆・年末年始



主な作業

飛騨地鶏の一貫生産

(種鶏の飼育～種卵の孵化～飛騨地鶏の飼育～解体～飛騨地鶏肉の加工～販売)

就労支援事業

NPO法人 飛騨市障がいのある人を支える会

福祉サービス事業所ピース

事業所概要

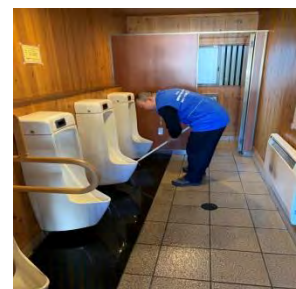
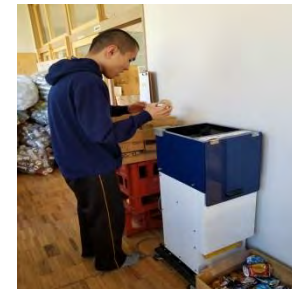
日中一時支援事業（飛騨市委託） 定員10名

開所日時

平 日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0
土 曜 日 9 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0

休日

日曜日、祝日、お盆休み、年末年始



主な作業

自主事業・アルミ缶・エコキャップ回収、リサイクル封筒作製販売、農作業
企業からの受託事業・シール貼り、スタンプ押し、荷札ゴム通し、広報誌配布、トイレ掃除等

市が主体となった障がい児者支援施設整備

○飛騨市多機能型障がい者支援センター

R3年4月供用開始【指定管理】



【サービス内容など】

○生活介護（定員10名）

入浴・排せつ・食事介護など
日常生活上の支援を行います。

○就労継続支援B型（定員10名）

通常の事業所での雇用が困難な方に、就労に関する知識・能力の向上のための必要な訓練を行います。

○日中一時支援（定員10名）

介護者の緊急時などに、障がいのある方を日帰りでお預かりします。

○短期入所（定員4名（令和4年4月開始））

介護者が介護出来ない場合に、入浴・食事のほか必要な介護を行います。

障がい者就労施設への支援事業

○R元年度新規創設 **県内初**

障がいのある方が働く施設から一定額以上の物品を購入したり、業務を発注している企業を「障がい者就労施設応援企業」として認定し、奨励金を助成する制度

令和元年度に認定した事業所は次のとおりです。

- ・(株)喜多村
- ・古川町商工会
- ・(株)吉城コンポ
- ・(株)ASSISTON飛騨
- ・高山米穀 協業組合



【障がい児者への支援】

○障がい児者支援事業所参入促進事業

質の高いサービスが提供できるよう、事業者に対し、施設改修費や施設賃借料、車両購入費などを支援

平成30年度からの支援実績

- ・施設改修費・・・4事業所
- ・施設賃借料・・・4事業所
- ・車両購入費・・・3事業所
- ・車両リース・・・1事業所

【共生社会の形成に向けて】

○就労支援事業所と市役所業務の連携

市が区長へ依頼して市内各戸へ配布するチラシや文書の部数を確認する事務作業を、市内の2事業所へ委託



生活支援①（通所支援事業）

福祉事業所ピース 旭ヶ丘デイサービスセンターたんぽぽ苑 古川デイサービスセンター

- ・ **生活介護**

入浴、排せつ、食事の支援を必要とする方が、昼間、創作活動等の場所として通所します。

- ・ **障がい者デイサービス**

高齢者支援施設で、高齢者と一緒に障がいのある方が主に入浴の支援を目的に通所します。

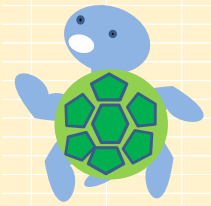
生活支援②（在宅支援事業）

吉城ホームヘルプサービス（吉城福祉会） ホームヘルプサービスたんぽぽ苑（神東会）他

- ・ **障がい者ヘルパー**
自宅で入浴、排せつ、食事をお手伝いします。
- ・ **ガイドヘルパー**
屋外での活動が困難な方に対し、外出支援を行います。
- ・ **訪問入浴**
自宅のお風呂では入浴できない人に、移動入浴車で訪問し専属ヘルパーが入浴を支援します



「精神的に生きづらさを感じている人」の居場所



ふりーすぺーす

☆まあ、いっか（グループ交流会） 古川町公民館
誰かと話をしたい方

☆すいっち（学ぶ会） 古川町公民館
「学びたい」という思いのある方

☆そのまんま（親の会） 古川町公民館
「精神的に生きづらさを感じている子」の親の交流会

☆たーとる（多目的スペース） 旧松本歯科（古川町）
自分や仲間の居場所として活用したい方

4つの 居場所

参加者は

H30開始当初は20～30才代と若い世代が多かったが、R2になり40～60才代、70才代と参加される方が幅広い年齢層となりました。

開催場所は

千代の松原公民館（隠れたようなイメージ）から古川町公民館（多くの市民が利用する場）に移しました。

ふりーすぺーすでは

参加者の話を「聴く」から始まり、都度にテーマを決め皆で話すスタイルに変更。一つのテーマに参加者は互いに共感し、また、ハツと気づかされることがあったり、有意義な場所となりました。



市が主体となった障がい児者支援施設整備

○障がい者グループホームの整備・検討

【指定管理予定】

障がいがある子どもの親にとって「自分が死んだ後に一人残していく子どもが、生まれ育った地で安心して暮らせる場所が欲しい。」との切実な願いに対応します。

旧和光園（古川町下気多）
をリノベーションし、
指定管理運営者による
運営を予定しています。



▲リノベーション前の旧和光園

情報の取得と意思疎通の支援

飛騨市では、障がいのある方の言語その他の意思疎通のための手段が確保されるとともに、情報の取得または利用の機会の拡大が図られることを基本理念としています。～まちづくり条例第4章より～

手話の普及

『手話は言語（ことば）』として理解を深める

○手話が言語であるとの認識に基づいて、手話に対する理解の促進と普及に努める

○手話、要約筆記、点字または音訳等の学ぶ機会を提供する

→手話奉仕員養成講座（入門・基礎・レベルアップ）

○障がいのある人が情報を円滑に取得できる仕組みづくり

→ほっと知るメール、NET119、メール119、FAX119

○ハートピア古川に、手話通訳者を設置

→県内42自治体の内、常勤設置は飛騨市を含め9団体

○聞こえに障がいがある人となない人が話をしたい時などには、手話通訳者等を派遣

→令和元年度実績85回 広域派遣にも対応、派遣する内容（政治、宗教以外）も幅広く対応



◎コミュニケーションにバリアを抱えるすべての障がい者が安心して過ごせる飛騨市を目指します。

日常生活用具給付事業

障がい者が家庭生活での不便さを解消し、自力で生活を営むことを容易にするための用具を給付。（H31年度に助成拡充）

(基準額＝公費で負担する額)

【新規】

・人工内耳用体外部装置 基準額 500,000円

【扩充】

・頭部保護帽 基準額 14,000円 → 15,960円

・携帯用会話補助装置専用キーボード

基準額 68,000円 → 80,000円

・電動ページめくり装置 基準額 10,000円 → 150,000円

・聴覚障がい者用通信装置 基準額 79,000円 → 128,000円

・視覚障がい者用拡大読書器 対象者の基準拡大

視覚障害3級以上 → 等級要件撤廃

介助用自動車購入等助成事業

車椅子等を使用する在宅の重度身体障がいの方が容易に乗降できるよう、リフト付きの自動車を購入したり、リフト付きに改造する際の費用を助成

【助成額】 対象経費の1 / 2 以内(上限額12万円)
手帳の等級要件や所得制限があります。



ニュー福祉機器助成事業

在宅で身体障がいのある方が、自立生活を営むため、先進的な福祉機器を購入する場合に、購入費用の一部を助成

【対象機器】 それぞれの機器に限度額が設けられています。

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) パーソナルコンピュータ | (6) 色彩音声案内装置 |
| (2) 音声炊飯ジャー | (7) 障がい物感知センサー |
| (3) 音声ICタグレコーダ | (8) 電子白杖 |
| (4) 人工呼吸器 | (9) 呼び鈴 |
| (5) 音声血圧器 | |



自動車運転免許取得・改造助成事業

①障がい者が自動車運転免許を取得する際の費用を助成

【対象者】

身体障がい者手帳または療育手帳をお持ちの方

【助成額】

取得費用の2 / 3 以内(上限額10万円)



②障がい者自らが運転する自動車の「操向装置等」改造費用を助成

【対象者】

身体障がい者手帳または療育手帳をお持ちの方

【助成額】

上限額10万円 リフト付き自動車は対象になりません。

手帳等級の制限はありませんが、所得等制限があります。

障がい者福祉施設整備等整備費補助金

社会福祉法人が整備する障がい者支援施設建設整備に対する助成

【これまでの実績】

- 多機能型障がい者支援施設（飛騨流葉牧場）の建設費の国県補助の残額（法人負担分）の18%を助成
- 市が助成した金額 3,483千円

障がいサービス等利用者負担助成金（その他）

障がい福祉サービスを利用したときに発生する利用者負担額を助成

【助成内容】

- ①日中活動系サービス送迎費の実費負担分の1/2
- ②重症心身障がい児の医療型短期入所の個室・居住費の実費負担分

・令和元年度実績 送迎費（片道）3,815回
助成額 266千円

**障がいのある人に
やさしいまちづくり**

障がい等に関する理解の促進

**平成30年度から実施 毎年テーマに沿った講座を開催
市民向け講座「しり〜ず」**

☆ **平成30年度** テーマ「**障がいを身近に感じよう**」
(視覚・聴覚に障がいをお持ちの方を講師に招きました。)

☆ **令和元年度** テーマ「**幼少期・児童期・成人期の関わり方**」
(それぞれのステージに添った関わり方を学びました。)

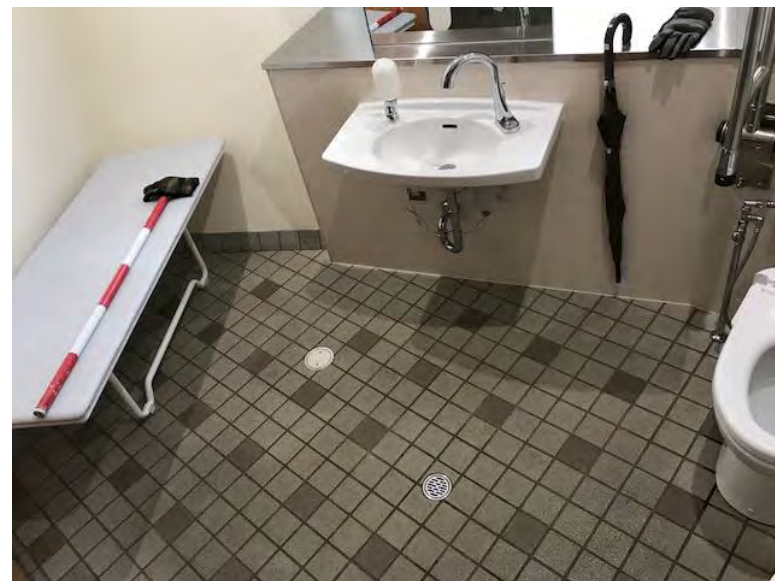
☆ **令和2年度** テーマ「**楽しい日常生活を送ろう**」
(ペアレント・トレーニングや子どもが没頭するゲームについて理解を深めました。) ※コロナの影響によりZoomで開催

[illegible]

バリアフリーのまちづくり

○ユニバーサルベッド付きトイレの整備

- ・重度の障がい者等が利用できるユニバーサルベッドを、神岡町の道の駅・スカイドームに昨年度中に設置を完了。
- ・市役所前の公衆トイレを拡張し、ユニバーサルベッド付トイレを設置。
- ・重度の障がいがある業務支援職員の提案により、さくら物産館内に、ユニバーサルベッドを配備した身体障がい者用トイレを新設。



店舗バリアフリー化事業補助制度（R2度新規創設）

「車椅子でも安心してゆっくり過ごせるお店が増えるとうれしい」という車椅子使用者の声から、店舗のバリアフリー化促進のため創設

【対象工事】 スロープ設置や自動ドアへの改修など。



【補助額】 補助対象工事費の2 / 3 以内（上限200万円）

バリアフリーのまちづくり

○観光スポットのバリアフリー化

- ・宮川町の「池ヶ原湿原」、古川町の「安峰山展望台」にスロープを整備。
- ・以降も、同様のバリアフリー化を推進。



飛騨市やさしいまちづくり応援事業 H30～

「福祉のまちづくり」の推進に資する活動をしている市民団体等が、自らの活動を公の場でPRすることで、市民への活動内容の浸透を図ると共に、審査に合格した団体に活動費の一部を助成

- ①ひとり親家庭支援活動
- ②障がい児者支援活動
- ③高齢者支援活動
- ④地域福祉ボランティア活動
- ⑤その他、福祉分野の課題を解決する事業

- ・助成上限額30万円/年
- ・財源 ふるさと納税
- ※これまでに延べ10団体が応募、10団体に助成
(うち障がい福祉団体4団体)

私の思い

最近、「障がいのある人もない人も・・・」という表現をよく見かけますが、本当は不正確だと思います。



正確にいうと、世の中には、

「障がいのある人」と

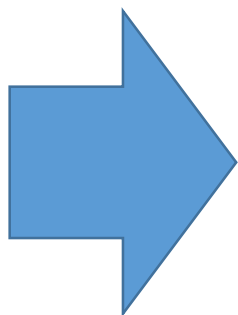
「これから障がいのある立場になる可能性のある人」

のいずれかしかいません。**だから、常に自分ごとです。**

行政の最優先政策とは

自らの力で暮らしていくことが困難な立場にある人たちの支援すること

障がいや疾病、経済的・社会的な事情等により、個人や家族の力だけで暮らしていくことが困難な立場にある方々に対しては、社会全体で支援していかなければなりません。そうした立場の人たちの支援に取り組むことは地方自治体の最も重要な役割であると考えます。



障がい、疾病、困窮等の「困難な立場」というのは他人事ではありません。明日の自分の立場かもしれない。

だから、まさしく「自分ごと」なのです。

不安と闘うご本人とご家族に

**「何も心配は要りませんよ。
安心してくださいね。」**

と心の底から言える地域をつくるのが私の夢です。

ご清聴ありがとうございました